

いづか事務所だより

平成23年12月号

編集・飯塚行政書士FP事務所 東京都足立区千住旭町17-4 バウハウスヨシカワ101

TEL・FAX 03-3882-0536 メール shigenori-g@xui.biglobe.ne.jp



最近気になった話題、寄せ集め

*オリンパスと大王製紙、

相次ぐ大企業の不祥事発覚

先月の大きなニュースとして、オリンパスの巨額損失隠しと大王製紙の役員による巨額借入れがそれぞれ発覚したということがありました。

概要としては、オリンパスではバブル崩壊時の株取引での巨額損失を複数の別会社に転々と付け替えることで巧妙に隠し、また海外のコンサルタント会社に巨額の手数料を支払ったことが問題になっています。大王製紙では創業者の孫である役員が

本社やグループ会社から個人的に巨額な借入れを行い、その使い道がギャンブルに充てられたのではないかとされています。

双方の事件はそれぞれ性質の違うものですが、実に残念なのは、二つの企業ともに実業の部分は良い企業であるということです。

オリンパスは内視鏡の分野では世界的なシェアを有し、また大王製紙は日用紙製品では赤ちゃんから高齢者、ペットまで幅広い商品展開をしています。

事業では社会的責任を果たしているながら経営がそのイメージを傷つけるような形になってしまうことに残念さを感じています。

*運行記録計の装着義務拡大へ

国土交通省は、事業用の大型トラックだけが対象になっている運行記録計(タコグラフ)の装着義務を中・小型トラックにも拡大することを検討しています。早ければ年度内に拡大範囲を決めて、来春にも関連省令を改正するようです。

<連載>◇法務のつぶやき◇ 第12回 法は時代に追いつけるか

先月観たテレビ番組で、住宅地に突然「遺体保管所」ができ近隣住民が困惑しているという話題を取り上げていました。

場所は町工場も立ち並ぶ地域で「遺体保管所」を設置するには法律的に問題はなかったのですが、近隣住民にとっては生活衛生上に耐え難い苦痛だとして、事業を行う業者に事業の廃止と施設の撤去を申し入れているということでした。

問題の場所となっている地域の自治体は「規制する条例等がないが、

行政として指導は行う」とのことだそうです。

この問題は単に「法目をかいくぐる」という話だけでない深刻な事情を抱えているようでした。それは火葬場の許容量を超えた時の火葬待ちとなる遺体の保管についてこれまで想定されていなかったことでした。

「団塊世代」と呼ばれる方々が高齢を迎えているいま、介護施設、高齢者向け住宅の他にこうした施設の拡充も余儀なくされているのかもしれませんが。

社会経済活動で何か問題が出てくるとそれに対する法律が整備・改正されることがあります。しかしそれでも十分でないこともあります。最近では自転車の通行についても法改正の議論がありますが、それには道路もそれに合わせた整備が必要になってくるでしょう。

将来の社会経済を予想するとどんな法律が必要でしょうか？それが無いとどんな社会経済になってしまうのでしょうか？

<あしがき>

今年は私も「不惑の年」となり、また甚大な被害を及ぼした自然災害を見聞きし私自身も大きな揺れを体感したことなどがあり、いままで以上に自分の在り様を考える一年になりました。事業者としてだけでなく、人として幅と深みが持てるよう努めたいと思います。

*季節に関わる言葉を選んでお伝えします。

<今月の風物>

事始め、針供養、御用納め

<今月の時候>

初冬の候・師走の候・寒冷の候・歳晩の候・孟冬の候・霜寒の候・霜夜の候

<お知らせ>

もっと見やすく、もっと役立つものをお届けできればと思い、次回(来年1月)から配信方法や内容の変更を予定しています。今後ともご愛顧よろしくお祈りいたします。(次回配信は来年1月10日の予定です)